

(3) 野生動植物の保護に関する課題

県レッドデータブックの作成を機に明らかとなった、絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を踏まえ、希少野生動植物をはじめとした野生動植物の保護を図るうえでの課題を整理し、より実効性のある保護施策を緊急に講じていく必要がある。

ア 野生動植物の保護を目的とした法制度の創設

現行の県立自然公園条例等では、その保全対象となる種及び地域が限定されるため、野生動植物の保護を目的とした新たな法制度の創設が必要である。

イ 販売事業等の規制

違法な捕獲・採取の規制のみならず、その所持等の制限及び販売・流通面での規制も必要である。

ウ 生息・生育環境の保全

(ア) 種の保護だけでなく、生息・生育環境を総体的に保全することが必要であるととも、その回復・再生も必要である。

(イ) 特に里地里山は、絶滅のおそれのある野生動植物も多いことから、環境保全型農業や住民参加による里山林の保全・利用を推進するなど、その保全や復元を図る必要がある。

(ウ) (ア)(イ)と平行して、特に緊急に保護を要する種については、生息域外保全を考える必要がある。

エ 監視・指導體制の充実強化

捕獲・採取等の規制が厳守されるよう監視体制を強化するとともに、自然公園や鳥獣の保護等を行う指導員の一層の資質向上を図ることが重要である。

オ 調査、研究及び情報整備

効果的な保護対策を実施するうえで、野生動植物に関する正確な情報の把握、減少原因の究明等が不可欠であり、県レッドデータブックを踏まえ、継続的な調査・研究を行う機関の整備が必要である。

カ 地域における保全活動

(ア) 野生動植物は、地域固有の財産であり、地域住民の手により保全されていくことが重要であるため、地域住民を主体とした保全活動が行われるような仕組みづくりが必要である。

(イ) 野生動植物の保護には行政のみならず、地域に密着した活動を行っているNPOや市民団体との連携による実効性の高い保全活動を展開していく必要がある。

(ウ) 保全活動の実施にあたっては、土地所有者等との利害調整が重要である。

キ 開発行為等における環境への配慮

野生動植物の減少等の要因として、開発行為によるものが極めて大きいこと

から、野生動植物の生息・生育に重大な影響を与えるような開発行為は計画段階で回避し、やむを得ず影響を与える行為を行う際には、その環境への負荷を低減するための環境保全措置を行うことが必要である。

ク 県民の理解の促進と意識の高揚

- (ア) 野生動植物の保護に関する県民意識の高揚を図るための普及啓発が必要である。
- (イ) 次代を担う子供たちのため、環境学習等を通じた自然と触れあう機会の創出が必要である。
- (ウ) 県外から訪れる観光客及び観光業者等に対するPR活動の充実も課題である。

ケ 外来種

外来種については、これまでの調査・研究成果が乏しいため、今後の対策の方向性を明らかにすべく、早急な実態調査と施策の検討が必要である。

コ 保護推進体制の整備

野生動植物の保護施策の実効を期するためには、県における全庁的な保護推進体制の整備とともに、市町、県民、事業者等との協働が不可欠である。